

宮代町告示第163号

宮代町重度障害者居宅改善整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月30日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町重度障害者居宅改善整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示
宮代町重度障害者居宅改善整備費補助金交付要綱（平成４年宮代町告示第４３号）
の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「３６万円」を「３７万５，０００円」に改める。

第６条中「補助対象者」を「交付決定通知を受けた者」に改める。

第７条第２項中「次の各号」を「次」に改め、同項第１号中「の支払いを証明する」を「を支払ったことを確認することができる」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

基準額	３７万５，０００円
対象経費	屋外改造（門、車庫、庭等）及び屋内改造（玄関、各室出入口、廊下、床、階段、居室、台所、便所、浴室、洗面所等）の整備費

附 則

この告示は、制定の日から施行し、この告示による改正後の宮代町重度障害者居宅改善整備費補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。